

5 群馬県浄化槽指導要綱

第1 目的

この要綱は、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、群馬県浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年群馬県条例第17号。以下「条例」という。）及びこれらに関連する法令に規定するもののほか、浄化槽（便所と連結してし尿を処理し（当該し尿の処理と併せた雑排水（工場廃水、雨水その他の特殊な排水を除く。）の処理（以下「合併処理」という。）を行う場合を含む。）、下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第6号に規定する終末処理場を有する公共下水道以外の場所に放流するための設備又は施設であって、同法に規定する公共下水道及び流域下水道並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定により定められた計画に従って市町村が設置したし尿処理施設以外のものをいう。以下同じ。）の取扱いに関し必要な事項を定めることにより、浄化槽の適正な設置及び維持管理を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

第2 設置

1 構造

浄化槽の構造は、建築基準法第31条第2項に基づく昭和55年建設省告示第1292号に定めるもののほか、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) レストラン、中華料理店等の厨房施設から排出される油分の多い排水を合併処理する浄化槽にあっては、浄化槽の流入側に、当該油分の多い排水に対する適当な容量の油脂分離装置を設けていること。
- (2) 浄化槽の槽内には、槽が水平に設置されていることが確認できるよう2か所以上の水準目安標示線（越流ぜきを含む。）を設けていること。
- (3) 現場打ちの浄化槽にあっては、浄化槽設計業者の氏名、浄化槽工事業者の氏名、設置年月日、容量及び人員を明示した耐食性の標示板を、容易に確認できる位置に、脱落しないように取り付けたものであること。
- (4) 浄化槽のマンホールの蓋は、十分な耐力を有し、回転ロック式のものとするなど転落防止のための措置を講じたものであること。

2 削除

3 設置等の条件

浄化槽の設置は、原則として次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 浄化槽の保守点検、清掃等に支障のない場所に設置し、浄化槽の上部に、これらの作業を行うために必要な空間を有すること。
- (2) 浄化槽の設置場所は、飲料用井戸から5メートル以上離れていること。

4 放流先の条件

- (1) 放流先は環境衛生上支障がなく、かつ、水量疎通が適当である水路等とすること。
- (2) 放流先が農業用水路等である場合には、原則としてその所有者又は管理者と協議を行うこと。
- (3) 放流先の選定に当たっては、放流先を管轄する市町村の指導を受けること。
- (4) 付近に適当な放流先が無く、かつ、次に掲げる基準に適合するときでなければ、浄化槽の放流水を地下浸透させることはできない。ただし、道路側溝に放流口を接続する際、道路管理者から放流量調整の目的で流出側に設置するますの一部を浸透構造とするよう指導を受けた場合であつ

て、かつ、周辺の生活環境に支障がないと判断される場合はこの限りでない。

ア 原則として処理対象人員が100人以下の浄化槽であること。

イ 地下浸透処理装置の構造は、昭和55年建設省告示第1292号第5の構造に準ずること。

ウ 地下浸透処理装置は、隣地境界線から、おおむね3メートル以上離れていること。

エ 付近に飲料用井戸があるときは、水平距離で30メートル以上離れていること。

オ 地下水位は、年間の一番高いときで、地表面から1.5メートル以上の深さにあること。

5 設置の届出等

(1) 法第5条第1項に規定する設置届出等を行う場合には、浄化槽設置届出書（浄化槽工事の技術上の基準並びに浄化槽の設置等の届出及び設置計画に関する省令（昭和60年厚生省・建設省令第1号。以下「共同省令」という。）別記様式第1号）又は浄化槽変更届出書（共同省令別記様式第2号）に次の書類を添付するものとする。ただし、イの書類については、型式適合認定書（別添仕様書及び図面を含む）及び浄化槽法第13条認定書の写しを添付することにより省略することができる。

ア 環境保全に関する誓約書（別記様式第1）

イ 設計計算書

(2) 建築基準法第6条第1項又は同法第18条第2項の規定による建築物の建築等に関する申請又は通知の場合（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）には、建築確認申請書又は通知書に次の図書を添付するものとする。ただし、ウからカまでの図書については、型式適合認定書（別添仕様書及び図面を含む）及び浄化槽法第13条認定書の写しを添付することにより省略することができる。

ア 環境保全に関する誓約書（別記様式第1）

イ 浄化槽仕様書（別記様式第2）

ウ 構造図

エ 仕様書

オ 処理工程図

カ 設計計算書

キ 浄化槽を設置しようとする建築物の平面図

ク 付近の見取図（浄化槽の設置位置、給排水系統図、放流経路、放流先、方位、道路及び目標となる地物を記載したものに限る。）

(3) 建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項（第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定により確認を受けた建築物等の浄化槽の仕様を変更しようとするときは、(1)の浄化槽変更届出書により届け出るものとする。ただし、次のアからエまでのいずれかに該当する変更については、建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による計画の変更の確認を受けなければならない。

ア 処理対象人員の増加又は浄化槽人槽の減少を伴うもの

イ BOD除去率の低下又は放流水のBODの上昇を伴う浄化槽の変更を伴うもの（10人槽以下の一戸建ての住宅に供する場合の変更を除く）

ウ 処理方式の変更を伴うもの（性能・能力の低下（処理できる人員の減少、放流水質（BOD等）の悪化）がなく、かつ、大臣認定を受けているものに変更する場合を除く）

エ その他建築主事又は指定確認検査機関が必要と認めるもの

(4) (3)の浄化槽変更届出書の添付書類は(1)によるほか、浄化槽仕様変更概要書（別紙）を添付しなければならない。

(5) 浄化槽管理者は、設置届出等を行った場合（(2)の場合を含む。）で、当該届出等の後に、浄化槽工事業者の変更又は共同省令第2条に該当する軽微な変更を行ったときは、浄化槽工事業者等変更報告書（別記様式第3）により、環境森林事務所長（環境事務所が所管する区域にあっては環境事務所長。以下単に「環境森林事務所長」という。）へ報告しなければならない。

6 浄化槽の工事

浄化槽の工事は、共同省令第1条の浄化槽工事の技術上の基準に定めるもののほか、次によるものとする。

- (1) 浄化槽の基礎工事は、栗石地業等を行い、十分突き固めた上に捨てコンクリートを打つこと。
なお、当該基礎工事の施工の状況は、工事写真等により記録し、保存するよう努めること。
- (2) 浄化槽の流入側には、配管のつまり等に対処するため、インバートますを設置すること。
- (3) 浄化槽の流出側には、放流水中の浮遊物質等が公共用水域に流出するのを防止すること等のため、適当な大きさのますを設置すること。
- (4) 浄化槽の周囲（縁）には浄化槽を防護するためにコンクリート等を打つこと。

第3 浄化槽管理者の義務

1 保守点検及び清掃の委託

浄化槽管理者は、法第8条の保守点検を委託する場合には条例第2条第1項又は第3項の登録を受けた浄化槽保守点検業者に、法第9条の清掃を委託する場合は、法第35条第1項の許可を受けた浄化槽清掃業者に委託するものとする。

2 削除

3 検査結果の報告

浄化槽管理者は、法第57条の規定により知事の指定を受けた者（以下「指定検査機関」という。）が、第7条の設置後の水質検査及び第11条の定期検査（以下「法定検査」という。）の結果を、浄化槽が設置された区域を所管する環境森林事務所長に報告するものとする。

4 放流先付近の清掃

浄化槽管理者は、放流先付近の沈殿物の除去清掃を年2回以上実施するものとする。

5 浄化槽教室の受講

新たに浄化槽管理者となった者は、浄化槽の適正な管理を期するため浄化槽教室（県又は県が指定した、浄化槽の構造、維持管理、法令等についての講習をいう。）を受講するものとする。

第4 保守点検

1 使用開始直前の保守点検

環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号。以下「環境省令」という。）第5条第1項の使用開始直前の保守点検は、浄化槽管理者及び浄化槽工事業者の立ち会いのもとに、浄化槽保守点検業者が行うものとする。

2 保守点検についての留意事項

浄化槽の保守点検は、環境省令第2条の保守点検の技術上の基準に従って行うほか次の事項について留意するものとする。

- (1) 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行う場合には、法第11条の定期検査の結果を参考にして行うこと。
- (2) 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の正常な機能を維持するため、必要に応じて浄化槽への流入汚水、放流水、その他の水質及び汚泥の検査を行うこと。

3 保守点検の技術上の基準についての留意事項

- (1) 環境省令第2条第7号及び第8号に規定する適正な溶存酸素量とは、接触ばっ気室にあっては

室内均等におおむね0.3mg/ℓ以上、接触ばっ気槽にあつては槽内均等におおむね1.0mg/ℓ以上、ばっ気室にあつては室内均等におおむね0.3mg/ℓ以上、ばっ気タンク、ばっ気槽にあつてはタンク内又は槽内均等におおむね1.0mg/ℓ以上、循環水路ばっ気方式の流路にあつては流路内均等におおむね1.0mg/ℓ以上、回転板接触槽にあつては槽内均等におおむね1.0mg/ℓ以上、硝化用接触槽、再ばっ気槽及び硝化槽にあつては槽内均等におおむね1.0mg/ℓ以上、脱窒用接触槽及び脱窒槽にあつては槽内均等におおむね0mg/ℓであること。

- (2) 環境省令第2条第8号に規定する適正な混合液浮遊物質濃度とは、し尿のみを処理するもの(以下「単独処理浄化槽」という。)の場合は混合液の30分間汚泥沈殿率がおおむね10%以上60%以下であること。また、合併処理を行うもの(以下「合併処理浄化槽」という。)で、長時間ばっ気方式及び循環水路ばっ気方式の場合はおおむね3,000~6,000mg/ℓ、標準活性汚泥方式及び分注ばっ気方式の場合はおおむね1,000~3,000mg/ℓ、汚泥再ばっ気方式の場合はばっ気タンクについてはおおむね1,000~3,000mg/ℓ、汚泥再ばっ気タンクについてはおおむね6,000~10,000mg/ℓ、硝化液循環活性汚泥方式の硝化槽及び脱窒槽にあつてはおおむね3,000~6,000mg/ℓであること。

4 削 除

5 保守点検の記録

- (1) 浄化槽の点検を行う者は、環境省令第5条第1項の規定により使用開始直前の保守点検を行ったときは、使用開始直前の保守点検票(別記様式第4)によりその結果を記録するものとし、第6条の規定により保守点検を行うときは、単独処理浄化槽にあつては別記様式第6により、処理対象人員が10人以下の合併処理浄化槽にあつては別記様式第7-1により、その他の合併処理浄化槽にあつては別記様式第7-2により、その結果を記録すること。ただし、処理対象人員が50人以下の合併処理浄化槽にあつては別記様式第7-3により記録することで代えることができる。
- (2) 条例第12条に規定する帳簿は、別記様式第5によること。
- (3) なお、(1)に規定する様式については保守点検業務の実施に資するため必要に応じ所要の調整をして使用することができる。

6 清掃時期の判定

浄化槽の保守点検を行う者は、浄化槽が次のいずれかに該当するときは、条例第10条第8項の規定に基づき、直ちに浄化槽管理者及び浄化槽清掃業者に浄化槽の清掃を実施する必要がある旨を通知するものとする。

- (1) 流入管きよ、インバートます、移流口、越流ぜき、散気装置、機械かくはん装置、流出口及び放流管きよにあつては、異物等の付着が認められ、かつ、収集、運搬及び処分を伴う異物等の引き出しの必要性が認められたとき。
- (2) スクリーンにあつては汚物等の付着による目詰まり又は閉塞が認められ、砂溜り及び沈殿槽にあつては沈殿物の堆積が認められ、かつ、それぞれ収集、運搬及び処分を伴う汚物等及び沈殿物の引き出しの必要性が認められたとき。
- (3) 多室型一次処理装置、多室型腐敗室及び沈殿分離室にあつては、スカムの底面が流入管下端開口部からおおむね10cmに達したとき、又は汚泥の堆積面が流出管若しくはバツフルの下端開口部からおおむね10cmに達したとき。
- (4) 二階タンク型一次処理装置にあつては、スカムの底面が沈殿室のホッパーのスロット面からおおむね10cmに達したとき、又は汚泥の堆積面がオーバーラップの下端からおおむね10cmに達したとき。

- (5) 変形二階タンク型一次処理装置及び変形多室型腐敗室にあつては、スカムの底面が流入管下端開口部からおおむね10cmに達したとき、又は汚泥の堆積面がオーバーラップの下端からおおむね10cmに達したとき。
- (6) 沈殿分離槽等一次処理装置にあつては、流出水の浮遊物質が著しく増加し、二次処理装置の機能に支障が生じるおそれがあると認められたとき。
- (7) 散水ろ床型二次処理装置又は散水ろ床の散水装置、ろ床、ポンプます及び分水装置にあつては、異物等の付着が認められ、かつ、収集、運搬及び処分を伴う異物等の引き出しの必要性が認められたとき。
- (8) 流量調整タンク及び流量調整槽にあつては、スカムの生成が認められ、かつ、収集、運搬及び処分を伴うスカムの引出しの必要性が認められたとき。
- (9) 平面酸化型二次処理装置の流水部にあつては、異物等の付着が認められ、かつ、収集、運搬及び処分を伴う異物等の引き出しの必要性が認められたとき。
- (10) 単純ばつ気化型二次処理装置にあつては、著しい濁りが認められ、かつ、流出水に著しい浮遊物質の混入が認められたとき。
- (11) 地下砂ろ過型二次処理装置のろ過層にあつては、目詰り又は水位の上昇が認められたとき。
- (12) 二階タンクの消化室にあつては、スカムの底面が沈殿室のホッパーのスロット面からおおむね30cmに達したとき、又は堆積汚泥の堆積面がオーバーラップの下端からおおむね30cmに達したとき。
- (13) 二階タンクの沈殿室にあつては、スカムの生成が認められ、かつ、収集、運搬及び処分を伴うスカムの引き出しの必要性が認められたとき。
- (14) ばつ気室にあつては、30分間汚泥沈殿率がおおむね60%に達したとき。
- (15) 汚泥貯留タンクを有しない浄化槽のばつ気タンク、ばつ気槽又は流路において、混合液浮遊物質濃度が長時間ばつ気方式又は循環水路ばつ気方式のときにあつてはおおむね6,000mg/l、標準活性汚泥方式再ばつ気方式のときにあつては、ばつ気タンクについておおむね3,000mg/l、汚泥再ばつ気タンクについてはおおむね10,000mg/lに達したとき。
- (16) 汚泥移送有装置を有しない浄化槽の接触ばつ気室にあつては、生物膜が過剰肥厚して接触材の閉塞のおそれが認められたとき、水流に乱れが認められたとき、又は当該室内液にはく離汚泥若しくは堆積汚泥が認められたとき。
- (17) 回転板接触槽にあつては、生物膜が過剰肥厚して回転板の閉塞のおそれが認められたとき又は当該槽内液にはく離汚泥若しくは堆積汚泥が認められたとき。
- (18) 重力返送式沈殿室及び汚泥貯留タンクを有する浄化槽の沈殿池にあつては、堆積汚泥が認められたとき。
- (19) 別置型沈殿室及び汚泥貯留タンクを有しない浄化槽の沈殿池にあつては、スカム及び堆積泥の生成が認められたとき。
- (20) 汚泥貯留タンク及び汚泥貯留槽にあつては、スカム及び濃縮汚泥の生成が所定量に達したと認められたとき。
- (21) 汚泥濃縮貯留タンク及び汚泥濃縮貯留槽にあつては、スカム及び濃縮汚泥の生成が所定量に達したと認められたとき。
- (22) 消毒室、消毒タンク及び消毒槽にあつては、沈殿物が生成し又は放流水に濁りが認められたとき。

7 清掃の通知

条例第10条第8項の規定による通知は、浄化槽清掃通知票（別記様式第8）によるものとする。

る。

8 その他

- (1) 保守点検の作業時においては、酸素欠乏等の防止及び落下防止等の安全衛生の保持に留意すること。
- (2) 保守点検の作業後は、マンホール蓋等を密閉し、安全を確認するとともに周囲の後始末を十分に行うこと。

第5 清掃

1 清掃の回数

浄化槽の清掃は、年1回（全ばっ気方式の浄化槽にあつてはおおむね6月に1回）行うほか、第4の6の清掃時期の判定に従い適宜行うものとする。

2 清掃についての留意事項

浄化槽の清掃は環境省令第3条の清掃の技術上の基準に従つて行うほか、次の事項について留意すること。

- (1) 浄化槽清掃業者は、浄化槽の清掃を行う場合には、浄化槽の保守点検結果及び法第11条の定期検査の結果を参考に行うこと。
- (2) ばっ気室の汚泥等の引き出しは、張り水後のばっ気室の混合液の30分間汚泥沈殿率がおおむね10%以上15%以下になるように行うこと。
- (3) 沈殿分離槽にあつては、スカムについては全量、堆積汚泥については可能な限り多量に引き出し、中間水については可能な限り引き出さないようにすること。
- (4) 接触ばっ気室又は接触ばっ気槽にあつては、生物膜を強制はく離した後、はく離汚泥を全量沈殿分離室、沈殿分離槽、汚泥濃縮貯留槽又は汚泥貯留槽に移送し、又は引き出すこと。
- (5) 回転板接触槽において、生物膜を強制はく離したときは、はく離汚泥を全量回転板接触槽から引き出すこと。
- (6) 合併処理浄化槽の二階タンクにあつては、汚泥は有効消化室容量のおおむね20%を残して引き出すこと。

3 清掃の記録

清掃を行う者は、環境省令第5条第2項及び第3項の記録として、浄化槽清掃記録票（処理対象人員が10人以下の合併処理浄化槽については別記様式第9-1、その他の浄化槽については別記様式第9-2（これらの様式について、浄化槽が設置された場所のある市町村が別に定めたものがある場合は、それぞれ当該別に定めた様式））を清掃の都度3部作成した上で、浄化槽管理者及び保守点検業者にそれぞれ一部を送付し、一部を自ら保管するものとする。

4 その他

- (1) 清掃作業時においては、酸素欠乏等の防止及び落下防止等の安全衛生の保持に留意すること。
- (2) 清掃作業後は、マンホール蓋等を密閉し、安全を確認するとともに周囲の後始末を十分に行うこと。
- (3) 汚泥の収集運搬を行う場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可を必要とするので、自らが当該許可を受けていない場合は、当該許可を受けた者に汚泥の収集運搬を行わせること。

第6 法定検査

1 法定検査の趣旨

(1) 法第7条の設置後等の検査

法第7条の設置後等の検査（以下「7条検査」という。）は、浄化槽の使用開始後3か月から

8か月の間に実施する検査であり、当該浄化槽が適正に設計及び施工され、かつ、所定の機能を発揮していることを確認するためのものである。

(2) 法第11条の定期検査

法第11条の定期検査（以下「11条検査」という。）は、毎年1回、浄化槽が適正に管理され、かつ、正常に機能していることを確認するための検査である。

2 検査の実施方針

(1) 7条検査は、検査対象浄化槽の全数を実施するものとする。

(2) 11条検査は、次により実施するものとする。

ア 51人槽以上の浄化槽（ウに掲げるものを除く。）

指定検査機関が水質、外観及び書類の検査の全項目を直接行う検査（以下「全項目11条検査」という。）を毎年実施すること。

イ 50人槽以下の浄化槽（ウに掲げるものを除く。）

浄化槽放流水のBOD検査を中心として実施し、その他の水質、外観及び書類の検査項目の一部を軽減化して行う検査（以下「効率化11条検査」という。）を毎年実施すること。ただし、10年間に1回は、全項目11条検査を実施すること。

ウ 未管理浄化槽又は機能改善困難浄化槽

浄化槽の規模にかかわらず、全項目11条検査を実施すること。

3 検査の項目

(1) 7条検査

ア 外観検査

(ア)設置状況（28項目） (イ)設備の稼働状況（14項目） (ウ)水の流れ方の状況（24項目） (エ)使用の状況（4項目） (オ)悪臭の発生状況（2項目） (カ)消毒の実施状況（2項目） (キ)か、はえ等の発生状況（1項目）

イ 水質検査

(ア)水素イオン濃度 (イ)汚泥沈殿率 (ウ)溶存酸素量 (エ)透視度 (オ)塩化物イオン（塩素イオン）濃度 (カ)残留塩素濃度 (キ)生物化学的酸素要求量

ウ 書類検査

(ア)浄化槽設置届出書、浄化槽変更届出書又は浄化槽仕様書 (イ)使用開始直前に行った保守点検の記録票

(2) 全項目11条検査

ア 外観検査

(ア)設置状況（28項目） (イ)設備の稼働状況（14項目） (ウ)水の流れ方の状況（24項目） (エ)使用の状況（4項目） (オ)悪臭の発生状況（2項目） (カ)消毒の実施状況（2項目） (キ)か、はえ等の発生状況（1項目）

イ 水質検査

(ア)水素イオン濃度 (イ)溶存酸素量 (ウ)透視度（処理対象人員が500人以下のものを除く。） (エ)残留塩素濃度 (オ)生物化学的酸素要求量

ウ 書類検査

(ア)浄化槽保守点検帳簿 (イ)単独処理浄化槽保守点検票又は合併処理浄化槽保守点検票 (ウ)浄化槽清掃通知票 (エ)浄化槽清掃記録票

(3) 効率化11条検査

ア 外観検査

(ア)沈殿槽におけるスカムの発生状況（1項目）（イ）薬剤筒内の塩素剤の充填量と処理水と塩素剤の接触状況（2項目）（ウ）消毒槽内のスカム・汚泥の蓄積状況（1項目）（エ）ばっ気装置の稼働状況（2項目）（カ）好気性生物処理装置内液の外観（6項目）（キ）流量調整タイプの場合、流量調整装置の稼働状況（1項目）（ク）循環タイプの場合、循環装置の稼働状況（2項目）

イ 水質検査

(ア)生物化学的酸素要求量（イ）残留塩素濃度

ウ 書類検査

(ア)単独処理浄化槽保守点検票又は合併処理浄化槽保守点検票（イ）浄化槽清掃記録票

4 検査の申込み

ア 浄化槽保守点検業者は、7条検査の実施時期を指定検査機関に通知するものとする。

イ 浄化槽管理者は、当該浄化槽が適正に設計及び施工され、所定の機能を発揮していることを確認するため、指定検査機関に7条検査の受検を申し込むものとする。

ウ 浄化槽管理者は、当該浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃が生活環境の保全及び公衆衛生上、支障がないことを確認するため、指定検査機関に11条検査の受検を申し込むものとする。

5 7条検査の結果の取扱い

7条検査の結果指定検査機関から改善の指摘があった場合、その内容が設計に係るものにあつては、浄化槽工事業者は、設計者及び設置者（建築主）と協議の上、所要の改善を行うものとする。

6 不適正浄化槽への対応

7条検査又は全項目11条検査の結果、「不適正」と判定された浄化槽について、環境森林事務所長は次の対応をするものとする。

- (1) 不適正浄化槽について、文書による改善指導を行い、浄化槽管理者から改善報告書の提出を求めること。
- (2) 改善指導通知の発送年月日から2ヶ月を過ぎても改善報告書が提出されない場合は、浄化槽管理者に対して、改善報告書を提出するように督促すること。
- (3) 改善状況の確認については、浄化槽保守点検業者又は浄化槽工事業者と連携をとりながら実施するが、必要に応じて、実地に改善状況の確認を行うこと。
- (4) 改善報告書の提出された浄化槽の改善状況について、指定検査機関の管理する「検査結果システム」をとおして、廃棄物・リサイクル課へ報告すること。

7 その他

その他法定検査に関する事項は指定検査機関が別に定める各種要綱、要領及び細則等による。

第7 関係者の責務

1 浄化槽製造業者及び浄化槽工事業者

(1) 浄化槽製造業者及び浄化槽工事業者は、合併処理浄化槽の普及促進に努めるとともに、浄化槽管理者、技術管理者、浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者に対して、当該浄化槽の管理についての指導及び啓発を行うものとする。

(2) 浄化槽工事業者は、浄化槽工事を行う場合は、共同省令第1条及び要綱第2の6に定めるところによるほか、設置しようとする浄化槽について、設置の届出等の有無を確認するものとする。なお、この場合、設置の届出等の手続きが行われていないことが確認されたときは、設置者に対して、法又は建築基準法に定める手続を履行するよう助言し、その手続が完了するまでの間、当該浄化槽の工事を行わないものとする。

- (3) 浄化槽工事業者は、工事を行った浄化槽の管理者に対して、7条検査を受検するよう助言するとともに、当該浄化槽管理者の申し出を受けたときは、当該浄化槽管理者の代理人として、当該7条検査に係る指定検査機関に対する手続を行うものとする。

2 検査員

環境省令第55条第1項第5号に規定する者（以下「検査員」という。）は、法定検査を行うに当たっては、平成14年2月7日付け環廃対第104号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課浄化槽対策室長通知の内容に従い行うものとし、検査の結果必要な改善について、検査終了後ただちに浄化槽管理者に対して助言を行うものとする。

3 浄化槽保守点検業者

浄化槽保守点検業者は、浄化槽管理者の委託を受けて、浄化槽の保守点検を行うときは、当該浄化槽が設置の届出等が行われたものであることを確認した上で、法第8条及びこの要綱第4に定めるところによるほか、次によるものとする。

- (1) 要綱第4の1による使用開始直前の保守点検を行ったときは、浄化槽管理者に対して、環境省令第1条に定める使用の準則に基づく浄化槽の使用方法を指導すること。また、法第10条の2第1項に定める使用開始の報告を行うよう助言し、その手続きについて協力すること。
- (2) 保守点検を委託した浄化槽の管理者に対して、11条検査を受検するよう助言するとともに、当該浄化槽管理者の申し出があったときは、当該浄化槽管理者の代理人として、当該11条検査に係る手続を行うこと。
- (3) 保守点検の委託を受けた浄化槽について、技術管理者の変更又は浄化槽管理者の変更があった場合は、浄化槽管理者（浄化槽管理者の変更の場合にあっては新たに浄化槽管理者となった者）に対して、法第10条の2第2項又は同条第3項に定める報告を行うよう助言し、その手続について協力すること。

第8 関係団体の責務

1 指定検査機関

- (1) 指定検査機関は、浄化槽の水質に関する検査の普及啓発に努めるものとする。
- (2) 指定検査機関は、検査の申込みを受けたときは、浄化槽の水質に関する検査の日時等を打ち合わせ、遅滞なく検査を実施するものとする。
- (3) 水質に関する検査の結果当該浄化槽の機能等が明らかに法令に違反している場合には、次の措置を行うものとする。

ア 構造等の欠陥があり、改善のために特に行政庁の措置が必要なときは、県が特定行政庁である場合にあつては当該浄化槽のある地域を所管する土木事務所に、市が特定行政庁である場合にあつては当該市の建築確認担当課に当該浄化槽の法定検査の結果書の写しを送付すること。

イ 浄化槽の保守点検、清掃その他の問題があり生活環境の保全上及び公衆衛生上特に行政庁の措置が必要なときは、当該浄化槽のある地域を所管する環境森林事務所長に当該浄化槽の法定検査の結果書の写しを送付すること。

2 (一社)群馬県浄化槽協会

- (1) (一社)群馬県浄化槽協会（以下「協会」という。）は、協会の会員（以下「会員」という。）の資質の向上を図るため、年1回以上浄化槽の施工、保守点検及び清掃等に関する研修会を開催するものとする。
- (2) 協会は、合併処理浄化槽の普及促進に努めるものとする。
- (3) 協会は、浄化槽製造業者、浄化槽工事業者、浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者の代表者からなる浄化槽対策委員会を設置し、次の事項について、その原因を究明し、必要な措置を講じ

るものとする。

ア 会員が製造し、施工し、保守点検を行い、又は清掃を実施した浄化槽に対する苦情及び当該浄化槽が法定検査において不適正と判定された事項

イ 会員の倒産等に関連する浄化槽管理者の保護

(4) 協会は、会員が施工した浄化槽に対する苦情のうち、施工に起因するものについては、協会の責任において所要の改善等を行うものとする。

(5) 協会は、その他要綱に定める事項を厳守させるよう会員を指導するものとする。

3 (一社)群馬県計量協会環境分科会

(一社)群馬県計量協会環境分科会は、県が行う浄化槽に関する施策に協力するものとする。

第9 協力体制の確立

1 群馬県浄化槽対策協議会

県は、浄化槽の設置、保守点検及び清掃に関する諸問題を検討するとともに、法第12条及び第32条に規定する命令等の適用について協議するため、別に定めるところにより、群馬県浄化槽対策協議会を設置するものとする。

2 行政及び関係団体等の協力

県、市町村、協会及び指定検査機関等は、相互に密接な連携を保ち、浄化槽の正しい知識の普及啓発における協力体制を確立し、もって浄化槽の適正な施工、保守点検及び清掃について万全を期するものとする。

第10 その他

1 事故等発生時の取り扱い

浄化槽の故障、破損その他の原因により汚水等が公共用水域等に流出し、又は流出するおそれがあるときは、浄化槽管理者は、直ちに当該浄化槽のある地域を所管する環境森林事務所長及び市町村長に通報するとともに、周辺の汚染を防止するための対策を講じ、当該浄化槽を速やかに復旧させるものとする。この場合において、通報を受けた環境森林事務所長及び市町村長は、当該浄化槽管理者に対して必要な指示を与えるものとする。

2 その他

この要綱の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に浄化槽の保守点検を浄化槽保守点検業者に委託している者については、この要綱の施行の日から6月間は、当該委託契約に係る浄化槽について第6の4のウの規定は適用しない。

3 この要綱の施行の際現に浄化槽の保守点検を受託している浄化槽保守点検業者については、この要綱の施行の日から6月間は、当該委託契約に係る浄化槽について第6の4のウの規定は適用しない。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に改正前の要綱の規定により作成されている保守点検票の用紙については、当分の間、適宜補正して使用することができる。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。